



2025年9月5日
株式会社池田泉州銀行
株式会社日本政策金融公庫
大 阪 支 店

株式会社池田泉州銀行と株式会社日本政策金融公庫が 「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結

～危機事象発生時にも切れ目ない金融サービスを提供、早期の事業者支援・災害復旧に貢献～

株式会社池田泉州銀行（頭取 CEO 阪口 広一）と株式会社日本政策金融公庫大阪府内 11 支店（大阪支店、大阪西支店、阿倍野支店、玉出支店、十三支店、大阪南支店、堺支店、吹田支店、守口支店、泉佐野支店及び東大阪支店）（以下、「日本公庫」）は、令和 7 年 9 月 5 日、「危機事象発生における業務連携に関する覚書」を締結しましたので、お知らせします。

1 業務連携の背景・目的

近年、頻発・激甚化している自然災害や、感染症の発生等、地域経済に深刻な影響を及ぼす様々な危機への備えがますます重要になっています。こうした環境を踏まえ、事前に業務連携の方針を定めておくことで、危機事象の発生時における早期の事業者支援・災害復旧に向けた相互連携の円滑化を図るべく、本業務連携に関する覚書の締結に至りました。

大阪府は、南海トラフ巨大地震の発生により多大な被害が想定される地域に位置しています。本覚書を通じて、池田泉州銀行と日本公庫が連携し、危機事象発生時にも切れ目のない金融サービスを提供することで、地域経済の復興と発展に貢献してまいります。

2 主な連携事項

- （１）各々の金融支援機能を発揮した事業者への迅速な資金繰り支援
- （２）コンサルティング機能の発揮及び必要な情報提供、並びに双方向の事業者紹介
- （３）危機事象発生に備えた平時からの情報交換、勉強会等の実施
- （４）その他危機事象発生時に必要となる連携

3 締結日

2025年9月5日

以 上